



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

配布日

令和7年1月27日

■同時発表先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ

旭川で伐採した樹木の受入希望者を大募集！ ～河川管理で生じた伐採木を活用しませんか～

旭川の河川管理で生じた河道内樹木の伐採木について、利用を希望する企業、団体、個人に対し、受入希望者を募集します！

今回の募集は河川敷に集積している伐採木の受入になります。

伐採木は、陶芸の薪・農作業・ほだ木・木材加工等に使用が可能です。

一定の数量以上をお引き取りいただける方、かつ、簡単な条件と資格を満たせば、どなたでも応募が可能です。ただし、搬出に当たっては、担当出張所に事前相談していただく必要があります。

なお、本取り組みは、当事務所が河川管理の一環として実施している河川内樹木の処分費の縮減と 資源の有効利用を図っていく取り組みとして実施するものです。

【受入希望者の募集期間】

令和7年1月27日(月) ～

令和7年2月7日(金)

【受入希望者による搬出の実施時期】

令和7年2月24日(月) ～

令和7年3月21日(金)



※詳しい内容(応募要件・申込み方法・選定条件等)は別紙のとおり。

(岡山河川事務所 WEB サイトにも掲載しています。)

＜問い合わせ先＞

■国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5194 (管理課直通)

【担当】 総括保全対策官 末永 敦 (すえなが あつし)

管理課長 田邊 顕彦 (たなべ あきひこ)

(担当出張所) 旭川出張所 086-272-0125

出張所長 鷹家 邦浩 (たかいえ くにひろ)

※伐木材の状況や現地作業に関するお問い合わせは、出張所をお願いします。

伐採木受入希望者の募集について

令和7年1月27日

岡山河川事務所長 垣原 清次

次のとおり、「岡山河川事務所 募集型伐採木」に係る受入希望者を募集します。

1. 募集名称 : 旭川(中井町地区)における河川区域内の伐採木受入希望者 公募
2. 募集内容 : 河川内支障樹木の伐採により生じた伐採木の積込・搬出
(配布箇所等は募集説明書のとおり)
3. 募集期間 : 令和7年1月27日(月) から 令和7年2月7日(金)まで
4. 搬出時期 : 令和7年2月24日(月) から 令和7年3月21日(金)まで
5. 搬出場所 : 旭川右岸 10k500 付近河川敷
(岡山市北区中井町地先 岡北大橋の右岸側下)

6. 募集に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木の集積場所からの積込み・搬出を行うことができる者
- ② 過去3年間に河川法令に違反した者でないこと。
- ③ 搬出時期の間に 100 本以上搬出可能であること。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木の集積場所からの積込み・搬出を行うことができる者。
- ② 過去3年間に河川法令に違反した者でないこと。
- ③ 募集期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 募集期間中において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で

ないこと。

- ⑦ 搬出時期の間に 100 本以上搬出可能であること。

7. 手続き等

① 提出書類

募集説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ提出すること。
(郵送、FAX、メールのいずれかとする。)

② 提出期限

令和7年2月7日(金)17時まで
(提出日時までに必着とする。)

③ 提出及び問い合わせ先

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所 管理課
電話 086-223-5194
FAX 086-234-2298
メール info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

8. 手続等

選定された者は、対象樹木の集積場所からの積込み・搬出について、あらかじめ、旭川出張所と協議し、その指示に従う必要がある。

9. 受入者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を受入者として選定する。なお、受入資格者が複数となった場合は、抽選(くじ引き)により決定するものとし、最大で 12 者を予定している。

抽選日: 令和7年2月12日(水)

抽選場所: 岡山河川事務所 2階 管理課

抽選時刻: 午前10時

なお、抽選(くじ引き)は、当事務所職員が実施する。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

10. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は募集説明書のとおりである。

旭川(中井町地区)における河川区域内の伐採木受入希望者

募集説明書

1. 募集に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ①自ら集積場所からの積込み・搬出を行うことができる者。
- ②過去３年間に河川法令に違反した者でないこと。
- ③搬出時期の間に１００本以上搬出可能であること。

【法人の場合】

- ①自ら集積場所からの積込み・搬出を行うことができる者。
- ②過去３年間に河川法令に違反したでないこと。
- ③募集期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④募集期間中において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近１年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦搬出時期の間に１００本以上搬出可能であること。

2. 応募手続等

①提出書類

募集説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メールのいずれかにより提出すること。

なお、現地及び遵守事項（特に、第９条～第１２条）を確認のうえ、提出すること。

②提出期限

令和７年２月７日（金）１７時まで
（提出日時までに必着とする。）

③提出及び問い合わせ先

〒７００－０９１４ 岡山県岡山市北区鹿田町２丁目４番３６号
国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所 管理課
電話 ０８６－２２３－５１９４
FAX ０８６－２３４－２２９８
メール info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

3. 受入者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を受入者として選定する。なお、受入資格者が複数となった場合は、抽選（くじ引き）により決定するものとし、最大で12者を予定している。

抽選日：令和7年2月12日（水）

抽選場所：岡山河川事務所 2階 管理課

抽選時刻：午前10時

なお、抽選（くじ引き）は、当事務所職員が実施する。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へメール等により通知を行う。

なお、通知は、令和7年2月12日（水）以降となる。

5. 配布箇所と樹種・搬出量等の情報

別添図面（伐採木配布箇所）のとおり

樹種：主に広葉樹（センダン等）

センダンが多くを占めており、キノコ栽培の原木には適していません。

伐木材の寸法：長さ1.0m、幹径10cm～20cm程度

（代表的なものの例ですので差異があります。事前に現物をご確認ください。）

配布量：1200本程度

（最大12者選定し、その場合の受入量は1者100本程度を予定しております。）

6. 搬出時期

令和7年2月24日（月）から令和7年3月21日（金）まで

7. 受入にあたって実施すべき安全対策等

- ①積込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ②排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③積込箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤搬出する木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び事務所の指示による中止の扱い

- ①岡山河川事務所旭川出張所（以下「出張所」という。）は、受入者又は他の河川利用者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて受入者に指導を行う。
- ②出張所は、受入者が樹木等を搬出するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて受入者に指導を行う。
- ③搬出は、受入者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は受入者の責任において行うこと。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、受入者は速やかに出張所に通報し、適切に対応すること。
 なお、受入者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づき原因者に復旧を命じ、又は河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④受入者は、出張所から搬出の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 問い合わせ先

応募手続に関しては、2. 応募手続等③提出及び問い合わせ先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

・旭川出張所・・・〒703-8244 岡山市中区藤原西町 2-3-30
 TEL : 086-272-0125
 FAX : 086-272-9276

10. スケジュール

応募締め切り	令和7年2月7日（金）17時まで
選定結果の通知	令和7年2月12日（水）以降
出張所との協議	選定結果通知後において随時
搬出作業開始	令和7年2月24日（月）

11. その他

- ①作業内容・箇所が応募者の認識と一致しているか、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ②詳細な場所については、出張所において調整し指定する。
- ③当該種類又使途に疑義がある場合（受入を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、受入を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、本件選定の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、受入者として拒否する場合がある。
- ④受入後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

応 募 様 式

令和 年 月 日

中国地方整備局
岡山河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

令和7年1月27日付けで募集された「旭川(中井町地区)における河川区域内の伐採木受入者」について下記のとおり応募します。

なお、募集資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所: 旭 川(岡山市北区中井町地先)

2. 受け入れた伐採木の用途: _____

※営利目的で受入を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 受入に関する計画

作業予定期間: ____月 ____日 ~ ____月 ____日(のうち ____日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ____人で実施予定

積込方法: _____

搬出方法: _____

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

☐ 無し

☐ 有り 令和 ____年 ____月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□に○点か■を記入願います。

- ☐ 適合
☐ 不適合

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ① 自ら集積場所からの積み込み・搬出を行うことができる者。
- ② 過去3年間に河川法令に違反した者でないこと。
- ③ 搬出時期の間に100本以上搬出可能であること。

【法人の場合】

- ① 自ら集積場所からの積み込み・搬出を行うことができる者。
- ② 過去3年間に河川法令に違反した者でないこと。
- ③ 募集期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 募集期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 搬出時期の間に100本以上搬出可能であること。

記載例

応募様式

応募にあたっては、遵守事項
をよく確認して下さい。

令和●●年●●月●●日

中国地方整備局
岡山河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

- ① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
② FAXは所有している場合に記入して下さい。

令和7年1月27日付けで募集された「旭川(中井町地区)における河川区域内の伐採木受入希望者」について下記のとおり応募します。

なお、募集資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所: 旭 川(岡山市北区中井町地先)

2. 受入伐採木の用途: 「薪、キノコの原木」等の利用予定を記入して下さい。

※営利目的で受入を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 受入に関する計画

作業予定期間: ●月●●日 ~ ●月●●日(のうち●●日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ●人で実施予定

積込方法: 「チェーンソーで小割にし人力で積込み」等の積込方法を記入して下さい。

搬出方法: 「軽トラックで搬出」等の車両について記入して下さい。

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

☐ 無し

☐ 有り 令和 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

☐ 適合

☐ 不適合

参加に必要な条件を満足している人だけ応募してください。
条件を満足する人は、必ずチェックして下さい。

旭川 伐採木配布箇所

旭川出張所管内

岡山市北区中井町地先(岡北大橋の右岸側下)

※伐採した樹木を河川敷に集積しておりますので、積込み・搬出をお願いします。



旭川 10km～12km付近 (旭川と百間川分流部)

撮影 令和元年10月

■集積状況



別 紙

受入に当たっての遵守事項

- 第1条 受入者が自らその内容を変更しようとするときは、事前に出張所に協議し、その指示に従うこと。
- 第2条 受入者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。
- (1) 住所又は氏名を変更したとき
 - (2) 受入を中止したとき
 - (3) 天災その他のやむを得ない事由により目的を達することができなかった時
- 第3条 受入者は、搬出期間が満了したとき、又は選定を取り消されたときは、出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、出張所長の確認を受けること。
- 第4条 受入者が作業に着手するときは、別紙（様式1）により出張所長に事前に届出し、かつ搬出中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙（様式2）により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。なお、本条は受入者が法人の場合に適用する。
- 第5条 受入者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意するとともに、その配布場所に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。
- 第6条 受入者が、堤防・護岸等の河川管理施設又は第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は損害の賠償をすること。
- 第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、受入選定を取り消すことがある。
- 第8条 堤防道路から高水敷へ下りる進入路（坂路）を使用することができる。なお、交通誘導員が必要な場合は申請者で配置すること。

第 9 条 出張所長が河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第 10 条 積込み・搬出箇所までの必要な措置（除草等）については、受入者にて行うこと。

第 11 条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第 12 条 第 8 条～第 11 条を遵守しない者は、受入選定の取り消し及び今後募集する河川内樹木の受入者としての選定を行わない場合がある。

受入者が「法人」の場合に提出する

(様式1)

令和 年 月 日

旭川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり伐木の搬出に着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 令和 年 月 日
2. 許可年月日 令和 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 配布の場所
5. 搬出の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
6. 緊急時の
連 絡 先

注)搬出着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

受入者が「法人」の場合に提出する

(様式2)

令和 年 月 日

旭川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり搬出を完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 令和 年 月 日
2. 許可年月日 令和 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 配布の場所
5. 搬出の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。